

## 第5期第34回むかわ町農業委員会総会議事録

1.開催日時 平成30年4月25日(水) 午後4時30分から午後5時23分

2.開催場所 むかわ町産業会館 第3会議室

3.出席委員 ○(21名)

4.欠席委員 △(4名)

1番	中澤 浩	○	11番	前田 良紀	△	21番	青木 茂美	○
2番	星 力	△	12番	平島 道弘	○	22番	紀藤 文秀	○
3番	佐田 正彦	○	13番	佐々木 保成	○	23番	宮田 広幸	○
4番	石崎 代里子	○	14番	上杉 俊光	○	24番	藤江 政利	○
5番	森山 幸治	○	15番	綱木 信照	○	25番	中島 勝美	○
6番	永田 寿明	○	16番	内海 卓	○			
7番	藤岡 健人	△	17番	柴田 文広	○			
8番	伊藤 正人	○	18番	池本 茂	△			
9番	貞廣 賢治	○	19番	佐々木 諭	○			
10番	土田 泰弘	○	20番	小野寺 眞一	○			

### 5.議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件

第4 報告第2号 地区委員会の結果に関する件

第5 報告第3号 農地法第5条の規定による意見聴取の結果に関する件

第6 報告第4号 農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画(案)の作成申出に関する件

第7 報告第5号 むかわ町農業振興地域整備計画の変更に係る意見に関する件

第8 報告第6号 農地法第43条第1項に基づく通知に関する件

第9 報告第7号 人事異動の発令に関する件

第10 議案第1号 平成30年度むかわ町農業委員会活動計画に関する件

第11 議案第2号 農業委員会の適正な事務実施に関する件

第12 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件

第13 議案第4号 現況証明願いの発給に関する件

### 6.農業委員会事務局職員

本 庁－事務局長 鎌田 晃、主査 大捕 悠生  
穂別支局－支局長 高木龍一郎、主査 藤野 真稔

## 7. 会議の概要

事務局長	総会の開催にあたり、中島会長から引き続き進行をお願いします。
会 長	【会長挨拶】
議 長	本日の出席者は21名です。欠席は、2番・星委員、7番・藤岡委員、11番・前田委員、18番・池本委員の4名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第5期第34回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。 それでは議事日程に従い進めてまいります。 日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、3番・佐田正彦委員と4番・石崎代里子委員の両名を指名したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。  (異議なし)
議 長	それでは、両名に決定いたしました。 日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告7件、議案4件の合わせて11件です。従って、会期は本日一日にしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。  (異議なし)
議 長	異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。続いて、諸般の報告ですが、お手元の資料をもって説明に代えさせていただきます。 日程第3 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主 査	【報告第1号、朗読及び説明】 2ページになります。 2ページに合意解約の通知を受理した内容を掲載してございます。合計4件・14筆・97,898㎡あります。 1番及び3番については、それぞれ農地所有適格法人として経営を行ってまいりましたが、どちらも平成30年3月31日をもって法人を解散し、4月1日から個人での経営に移行するにあたり、農地法第3条による使用貸借権を解約し個人農家へ戻したものです。 2番及び4番については、田浦地区において、新鷲川地区田浦第2幹線排水路工事、いわゆる国営かんがい排水事業が行われており、農林水産省への用地買収が行われたため、解約をしたものです。補足説明となりますが、今後、田浦地区や宮戸地区においても、国営事業による用地買収・土地収用が行われていきます。公共事業による土地収用の場合は、農地法の許可や届出が不要となりますが、買収は、結果、経営面積等の減少にもつながります。室蘭開発建設部がその買収等の所管となるため、要望を行い、ある程度定期的には買収用地の報告をもらうこととしました。

主 査 報告自体は登記処理まで行われた確定後となりますが、その際に農地台帳と照らし解約の必要が生じる農地であれば処理を促すこととなるため、一定程度期間が経過してからの報告が多くなる場合も考えられますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

また、合意解約の報告の際、表なかほどにある「解約申入年月日」への記載をやめております。これは、本日お手元にお配りした右肩資料と記載しているものを参照願います。参考として賃貸と解約の方法を記入してありますが、2番の解約の方法にあるとおり、解約には4通りの方法があります。普段多く行われているのが、④の合意解約であり、議案にある「解約の申入れ」は本来、②となります。これは一方的な行為でさらに許可行為であるため、トラブル的な案件で用いることが想定されますので、これまでは「申入れがあつて合意解約した」というような説明をしてきたところですが、これを是正し今後は例えば議案の1番では「平成30年3月31日」に合意となり同日解約をしたということになりますので、こちらもご承知おき下さい。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。報告第1号について、質問意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問意見がありませんので、報告第1号は承認することに決定いたします。

日程第4 報告第2号「地区委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 査 【報告第2号、朗読及び説明】

4月につきましては、議案に記載のとおり、4月11日に川東地区委員会、10日に穂別地区委員会をそれぞれ開催しております。

川東地区・穂別地区いずれも、利用集積計画の利用権設定1件について審議し、適当と判定してございます。以上でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。報告第1号について、質問意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問意見がありませんので、報告第2号は承認することに決定いたします。

日程第5 報告第3号「農地法第5条の規定による意見聴取の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 査 【報告第3号、朗読及び説明】

2月の総会でご承認いただきました穂別和泉の●●さんの農地を北電が売買しながら変電所を建設する5条転用の案件でございますが、議決後、北海道農業会議に意見聴取をかけていたところでございます。

その結果でございますが、5ページ・6ページにありますとおり、許可相当である旨、回答がありましたのでご報告申し上げます。以上でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。報告第3号について、質問意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問意見がありませんので、報告第3号は承認することに決定いたします。

日程第6 報告第4号「農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画(案)の作成申出に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 査 【報告第4号、朗読及び説明】

8ページから10ページについては、平成25年度に農地保有合理化事業により所有権が農業公社に移転しておりますが、公社から耕作者への所有権移転について、集積計画の作成申出があったものです。

続いて、11ページから12ページまでは2月総会にてご承認いただきました集積計画に基づき、処理が完了したことから、売渡までの期間、利用権設定に係る集積計画の作成申出があったものです。

それぞれの申し出に基づき、町は集積計画を作成しております。計画の内容につきましては、議案第3号にてご説明申し上げます。以上でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。報告第4号について、質問意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問意見がありませんので、報告第4号は承認することに決定いたします。

日程第7 報告第5号「むかわ町農業振興地域整備計画の変更に係る意見に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 査 【報告第5号、朗読及び説明】

農振整備計画の変更に係る件でございます。

14ページから16ページに照会内容がありますが、いずれにおいても、農業振興上の観点や周辺農地への影響といった点からも、特に問題がないと判断し計画変更にも異議がないとして17ページのとおり回答をしておりますので、ご報告申し上げます。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。報告第5号について、質問意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問意見がありませんので、報告第5号は承認することに決定いたします。

日程第8 報告第6号「農地法第43条第1項に基づく通知に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

- 主 査 【報告第6号、朗読及び説明】  
先月の総会で田浦地区の遊休農地の解消に向けた取り組みについてお諮りしましたが、その後の処理についての報告でございます。  
20ページに添付しているとおり、所有者が確知できない農地については、農地法第32条第1項の規定に基づき町の公告を行い6か月間申出期間を設けます。これを平成29年9月25日から行い、平成30年3月24日まで公告をしていたところでございます。その結果、所有者等からの申出がなかったため、議案19ページにあるとおり、次の処理として農地法第43条第1項の規定に基づき平成30年4月5日付けで農地中間管理機構である北海道農業公社へ通知しました。  
今後は中間管理機構と北海道において事務処理を行いながら、所有者不明の農地については道が中間管理機構へ利用権を与える流れとなる予定で進めていくところです。以上でございます。
- 議 長 事務局の説明が終わりました。報告第6号について、質問意見はありませんか。  
  
(質問、意見なし)
- 議 長 質問意見がありませんので、報告第6号は承認することに決定いたします。  
日程第9 報告第7号「人事異動の発令に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 主 査 【報告第7号、朗読及び説明】  
議案に記載のとおり、平成30年3月31日付けで為田雅弘前支局長が併任を解かれております。その後退職辞令を受けてございます。また、後任として4月1日付けで高木龍一郎支局長として発令されてございます。なお、高木支局長におかれましては地域経済課主幹との併任発令となっておりますことを申し添えます。以上です。
- 議 長 事務局の説明が終わりました。報告第7号について、質問意見はありませんか。  
  
(質問、意見なし)
- 議 長 質問意見がありませんので、報告第7号は承認することに決定いたします。  
日程第10 議案第1号「平成30年度むかわ町農業委員会活動計画に関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。
- 主 査 【議案第1号、朗読及び説明】  
これからご提案させていただきます議案第1号及び議案第2号については、各地区委員会と本日総会に先立って行った正副委員長以上会議にて意見等をすり合わせ作成をさせていただきます。内容については、ポイントを説明しご提案させていただきます。それでは議案23ページから活動計画(案)となります。  
1番では、この活動計画は、本町の農業構造及び諸課題を見つめ「むかわ農業のかけ橋」となるべく、そのための諸課題を解決するために本計画を定め取り組むこ

主 査 とを計画樹立の趣旨としています。

2 番ではの重点事項及び実践方策の内容につきましては、重点事項を6項目としております。

1 点目は、引き続き農地利用状況調査や日常の農地点検を実施しながら農地の適正かつ有効な利用を行っていくととしています。

2 点目は、農地のスムーズな権利移動が行えるよう担当地区委員を主体とした調整活動を、農地利用の最適化を図るため、これまでどおり実施していくこととしています。

3 点目は、改正法でも意見の提出ができるため、農業振興上、重大な懸案事項等がある場合は委員会として町部局に対し意見提出などの取り組みをしていきます。

4 点目は「町地域担い手育成センター」と連携を図りながら新規就農対策に取り組むとともに、新規農地所有適格法人の参入等にも対応していくこととしています。

5 点目は、加入促進を特に新規就農者等へ行っていくとともに、経営継承等が適切に行えるように、相談・支援をしていくこととしています。

6 点目は「農委だより」やホームページを活用した情報発信を逐次行うこととしています。

3 番では、次の4項目を主眼に農業委員会が政治的中立性をもつ行政委員会としての立場・農業者の公的代表として各種農地行政を進めていきます。

以上、平成30年度の活動計画（案）についてご提案をさせていただきますのでご審議ご決定くださいますようお願いいたします。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。説明に対する質問意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問意見がありませんので、議案第1号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第1号は原案どおり決定いたします。

日程第11 議案第2号「農業委員会の適正な事務実施に関する件」を議題いたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

主 査 【議案第2号、朗読及び説明】

議案27ページ、「農業委員会の適正な事務実施について」の案でございます。

こちらは、それぞれの案について、この総会でご承認いただいたのち、5月31日まで町ホームページにて公表し、意見・要望等を募集するものであります。この後、意見・要望等を取りまとめて、改めて、6月開催の第36回総会に提案をし、承認されますと、町農委の適正な事務実施として、公表するとともに農林水産省へ報告するといったスケジュールであります。

28ページより「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」でございます。全般的に29年度当初に決定した目標に対しての実績等で

主 査

ありますが、Ⅰ番については農林業センサスの公表値等を踏まえた数値を記載して  
ございます。

29ページⅡ番です。29年度1年間で60ha集積面積が増えました。非担  
手の農地の権利移動や、遊休農地が賃貸や売買に結び付き一層の集積となっ  
たことがあげられます。

30ページⅢ番です。29年度実績は0でしたが、担い手センター中心の新規就  
農対策を図っているところであり、また、法人参入についても関係機関等と連携  
を図りながら、それぞれ円滑かつ安定的な参入となるよう取り組む必要性があ  
ると考えます。

31ページⅣ番です。29年度当初40.5haあった遊休農地は31.5ha  
解消されてます。新たに概ね22haの遊休農地が発見されておりますが、解消  
については、非農地判定を中心に、所有権移転・賃借権設定・自作により農地  
利用されているところもあります。引き続き農地利用状況調査などをすすめ、  
遊休農地のさらなる解消にむける必要があります。

32ページⅤ番です。引き続き0となります。日常的な相談活動等により転用申  
請は適正に行われており、この状態を維持していく必要性があります。

33・34ページⅥ番です。農地法等による所管業務の集計結果です。内容は記  
載のとおりとなっております。

35ページⅦ番です。こちらは、本総会后ホームページで公表し意見・要望を集  
約し6月総会に諮りますので現時点は未記入です。

Ⅷ番です。毎月の総会議事録はホームページでの公表が義務付けられており  
実施しています。「意見の提出」であります。平成28年1月に「農業委員会組  
織・制度」に関する建議書を提出しておりますが、その後は提出して  
おりません。今後、必要な場合は委員会として取り組む必要もあります。

活動計画の点検・評価の公表については、この内容を毎年公表しております。

以上28年度の点検・評価（案）です。

次に36ページから「30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」  
となります。

Ⅰ番は記載のとおりです。

37ページⅡ番は、集積率95%を目標に過去3年平均の伸び率を踏まえながら  
25haの集積面積を目標としています。

Ⅲ番では、担い手センターからの鵜川地区で新規就農予定者が30年度は1名予  
定されています。また、新規参入法人などにより経営体の確保をめざし、2経営  
体の参入目標としております。

38ページⅣ番では、本年度も農地利用状況調査を行いますが、解消面積は現在  
措置している31haをすべて解消する目標とします。

Ⅴ番では、引き続き0ベースを維持していく取り組みを進めます。

以上が30年度の目標、活動計画（案）となりますので、内容をご確認いただき、  
ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。説明に対する質問意見はありませんか。

（質問、意見なし）

議 長 質問意見がありませんので、議案第2号は、原案のとおり決定することにご異議  
ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第2号は原案どおり決定いたします。  
日程第12 議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
農用地利用集積計画(案)の決定に関する件」を議題といたします。なお、本案件  
中、●●委員が被設定人等となっているため、議事参加ができませんが、質問など  
を行わないことを条件に退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいか  
おはかりいたします。ご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないようですので、このまま審議に入ります。事務局より議案の説明をお  
願ひいたします。

主 査 【議案第3号、所有権移転関係、朗読及び説明】

40ページから、所有権移転1件です。

1番について、報告第4号でご報告申し上げました、農業公社からの売渡に伴う  
所有権移転となっております。

続いて、42ページから利用権設定4件です。

1番及び3番は、報告第4号でご報告申し上げました、買い入れ協議により農業  
公社へ所有権移転が完了したため、利用権を設定するものです。

2番及び4番につきましては、所有者であります●●さん、●●さんの経営規模  
縮小により、それぞれ担い手であります●●さん、●●さんへ利用権を設定するも  
のです。

以上、所有権移転1件6筆、利用権設定4件14筆でございますが、この計画要  
請の内容は、経営面積・従事日数など 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の  
各要件を満たしていると考えます。

所有権移転関係は、41ページに利用権設定関係は44から47ページに図面を  
添付しておりますので、ご確認のうえ、ご審議ご決定くださいますようお願いいた  
します。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。説明に対する質問意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問意見がありませんので、議案第3号は、原案のとおり決定することにご異議  
ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第3号は原案どおり決定いたします。

日程第13 議案第4号「現況証明願いの発給に関する件」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

主 査 【議案第4号、朗読及び説明】

49ページになります。

1番から4番までそれぞれ公簿地目変更登記をするため現況証明書の発給を申請されたものです。また、議案に記載のとおり農業委員及び事務局にて現地を確認してきてございます。

願出地の状況ですが、1番は、昭和50年に農地法第5条の許可により取得し、住宅を建築しておりますが、公簿地目を変更されないまま現在に至り、地目変更をしようとしたところ法務局の指導の下現況証明を申請しております。農地法第5条の許可がすでに出ているため、農地採草放牧地以外と認められます。

2番は、昭和48年に申請者が当該地を取得し、以降45年間農地としての利用がされず、3番は申請者が昭和52年に贈与を受けてから40年間農地として利用がされず、4番は平成2年に贈与を受けていますが、それ以前から約30年間農地として利用がされていません。それぞれ、現地は荒廃、雑種地化されており、今後農地としての利用は困難と判断し農地採草放牧地以外と確認しております。

50ページから53ページにそれぞれ図面を添付しておりますのでご確認の上、ご審議ご決定下さいますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

21 番 1番・2番について現地を確認してきましたので報告します。

申請地は、事務局からの説明がありましたが、1番については、農地法の許可に基づき住宅が建築されており、2番についても荒廃化が進み、雑種地化しております。いずれも、現況から、今後、農地として利用することは難しく、「農地・採草放牧地以外」と判断しております。以上です。

17 番 3番について、現地を確認してきましたので報告します。

申請地は、事務局からの説明がありましたが、山林の裾野にあり、雑木も多い状態でした。現況から今後、農地として利用することは難しく、「農地・採草放牧地以外」と判断しております。以上です。

16 番 4番について、現地を確認してきましたので報告します。

申請地は、事務局からの説明がありましたが、宅地付近にあり、狭い面積で農地としての利用がされてこず荒廃化が進んでいます。現況から今後、農地として利用することは難しく、「農地・採草放牧地以外」と判断しております。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより審議に入ります。説明に対する質問意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問意見がありませんので、議案第4号は、原案のとおり決定することにご異議  
ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第4号は原案どおり決定いたします。  
以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、閉会といたします。なお、次回の第35回の総会の開催日は、5月16日に召集いたしますので、よろしく願いいたします。大変お疲れ様でした。